

令和4年12月 農業委員会議事録

開催日：令和4年12月26日（月）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 4年12月26日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 齋 藤 利 明
技 師 小 島 拓 也

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時29分

9. 会議の内容

局 長

皆様、おはようございます。定刻前なのですが、皆様もおそろいになりましたので、始めたいと思います。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。

こここのところ寒波が来まして、越谷は雪は降りませんが、日本海側のほうが大雪で、国道もストップしたとか、前もありましたけれども、こここのところのクリスマス寒波で、越谷のほうは全然、雪の「ゆ」の字もありませんが、かなり冷えてきましたので、これが通常の寒さなのかな。今日は平年並みということですので、10度、11度が平年ですので、暮れらしい気候になってきたのかなと思っております。

農産物に関しましては、この正月が商戦なのですが、なかなか値段も上がらない。ほかの工業製品は実質10%ぐらい値上げをするとか、物によっては入っている数を減らして値段を据え置くとか、実質値上げなのですが、最終的に農家のほうは自分で値段を決められないから、値上げしたくてもできないというのが現状です。作るための肥料はどんどん値上げをして、我々作ったものは据え置きです。これは我々農家として、一農家が騒いだところでどうにもなりませんけれども、やはり組織がある農協さんがもっと全国的に米に対しての値上げのできる体制に少し騒いでいただかないといけないのではないかと。農協の役員さんをやっている方たちが理事会等々で本当に困っている話をしないと、お米が安くては、また遊休農地が増えていきますので、我々が幾ら農地を守れと言われても、守れる状態ではありませんが、毎月同じようなことを言っていますけれども、実際米がこんなに安くては、作れば作るほど赤字が増えれば農家はやっていけませんので、特に専業の人はほかに収入はありませんので、非常に困った暮れになっております。

野菜もなかなか上がらない。米はもう終わりましたけれども、こんな安い状況で、「農家は生かさず、殺さず」という昔からの話がありますけれども、「生かさず」ではなくて、もう殺される状況になってきているのですけれども、誰も騒がない。まして、今度は肥料が高いから堆肥で米を作れと。堆肥で米を作れますか。今まで化成肥料を使っていて、急に堆肥で作れといったって、堆肥はできません。一部野菜の方が堆肥を使って、地力を作ってやっている方もおりますけれども、実際それを米に転嫁するには莫大な量の堆肥がないと米の場合はできないと思うので、国のほうは何を考えているのかなと。それに対して農家が、農協もそうですけれども、何の騒ぎもしないというのは、情報が全然入ってこないもので、我々は本当に苦しみますので、この暮れは本当に困っております。明日市長、副市長と面会がありますので、現状を市へお伝えをしようとは思っておりますが、実際我々専業でやっている農家が本当に困っているということを市長に言って、それがどこまでなるかは分かりませんが、やはりみんながどこかで騒がないと、微力でもそういうスピーカーをしていかないと、なかなか上のほうにも届かないので、我々農家がそれなりの生活ができるような農産物の価格にしていだけるような方策をみんなで騒がなくてはいけないと思っております。

言葉は整いませんけれども、嘆きだけでまた今年一年も終わってしまう。全てコロナのせいかわかりませんが、コロナも増えていきます。寒くもなりました。インフルエンザもはやってきております。ぜひこの暮れ、皆さん健康で新年を迎えられますことを祈って、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

局 長

ありがとうございました。

本日、委員さんのほうは全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

統括主幹

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、2番の藤井委員、3番の坂巻委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5,546平方メートルです。通作距離は0.2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め3名です。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員9番の齋藤委員よりお願いいたします。

9番推進委員
(齋藤委員)

1番の件について補足説明いたします。

12月20日に現地を確認しております。申請地につきましては、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等については問題ありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
全
員
議
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅で夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家族の将来を考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にもほど近く、お互いに困ったとき助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の祖父母宅にもほど近く、今後の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成26年に草加市に本店を置き、主に一般貨物運送業を営む法人です。開業以来順調に業績も伸び、現在賃貸借により利用している駐車場の土地所有者から明渡しの申出があり、新たに駐車場用地を探していたところ、申請地は東埼玉道路にアクセスがよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅で夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は駅及び大型の商業施設や小中学校に近

議 長

1 番 委 員
(瀬尾委員)

議 長

いことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場、駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成29年に市内に本店を置き、主に解体工事業を営む法人です。業績も順調に伸ばし、現在使用している資材置場が手狭となり新たに土地を探していたところ、申請地はアクセスもよいことから計画したところ、土地の所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について瀬尾委員、3番について渋谷委員、4番について坂巻委員、5番について荻島職務代理よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1番の件についてご説明いたします。

12月15日に現地確認を行っております。申請地の現状は畑で、転用目的は住宅であります。東側出入口部分を除いて、南側及び西側に新設のコンクリートブロックを設置し、北側は隣地のコンクリートブロックで区画されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、ご報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。同じく12月15日に現地確認をしております。申請地の現状は畑で、転用目的は住宅であります。南側出入口を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置し土留めすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

ありがとうございました。

5 番 委 員
(渋谷委員)

3 番について、渋谷委員よりお願いいたします。

3 番の件について説明します。

12月14日に現地を確認しております。申請地の状況は畑、転用目的は駐車場です。出入口部分を除いて、周囲に新設のコンクリートブロックを設置し、土留めし、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

4 番について、坂巻委員よりお願いいたします。

3 番 委 員
(坂巻委員)

4 番の件について説明いたします。

12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除いて、南側及び西側に新設のコンクリートブロックを設置し、北側は既存土留めがあることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

5 番について、荻島職務代理よりお願いいたします。

1 1 番 委 員
(荻島委員)

5 番の件について説明いたします。

12月13日に現地を確認しております。申請地の現状は畑です。転用目的は資材置場及び駐車場です。東側出入口部分を除いて、周囲に新設のコンクリートブロック及びネットフェンスを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断しております。

議 長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議

長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から12番について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から12番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、家族の将来を考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家及び小学校に近く、子育ての支援や将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は駅及び大型の商業施設や小学校に近いことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は小中学校や大型商業施設もあり利便性がよいことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は通勤の利便性がよく大型商業施設が近くにあ

ることや、実家にもほど近く、将来両親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地はお互いの実家にもほど近く、将来両親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的はグループホームです。転用理由といたしまして、譲受人は平成15年に主たる事務所を市内に置き、福祉事業を営む法人です。市内に3事業所を運営しておりますが、現在空きがないことから新しい施設の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は道路が広く、交通量が少なく、利便性がよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在子供が所有する住宅で同居しておりますが、建物の老朽化や日当たりも悪く、また部屋数も少ないため手狭となり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は現在の居住地のすぐそばに位置し、住み慣れたところで知人も多く、安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、6番及び7番について私から説明いたします。8番から10番については田口委員、11番及び12番について藤井委員よりお願いいたします。

1 0 番 委 員
(田 口 委 員)

議 長
2 番 委 員

それでは、6番及び7番について私から説明いたします。

6番の件について説明いたします。12月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口部分を除き、東側及び北側に新設のコンクリートブロックを設置し、南側及び西側は既存ブロックで区画されており、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、7番の件について説明いたします。12月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口部分を除き周囲に新設のコンクリートブロックで区画することから、被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、8番から10番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、8番から10番につきまして説明させていただきます。

まず、8番の件について説明をいたします。12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口部分を除き、周囲に新設のコンクリートブロック及び隣地既存のコンクリートブロックにて区画をすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、9番の件について説明をいたします。同じく12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口部分を除き周囲に新設のコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明をいたします。同じく12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、南側及び西側は隣地既存の土留めがあり、北側に新設のコンクリートブロックを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断をいたします。

以上3件報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

11番及び12番について、藤井委員よりお願いいたします。

それでは、11番、12番を説明させていただきます。

(藤井委員)	それでは、11番の件について説明いたします。12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的はグループホームです。西側道路の出入口部分を除き、周囲に新設のコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。 続きまして、12番の件について説明いたします。12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側道路の出入口部分を除き、周囲に新設のコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、2件ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。
全 員	ただいまの説明について質疑はございませんか。
議 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
	続きまして、第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹	議案書の5ページを御覧ください。
	第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について説明します。
	本件は、農業経営を継続することを前提として、租税特別措置法の規定に基づき相続人が農地を相続により取得した場合には、相続税の納税猶予の特例が受けられることとなっております。
	被相続人氏名、相続人氏名の順に読み上げます。

議 長

それでは、1番の内容ですが、筆数が11筆です。面積は7,118平方メートルです。相続開始年月日は令和4年5月21日です。

事務局からは以上です。

1 2 番推進委員
(松沢委員)

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員12番の松沢委員よりお願いいたします。

1番について、去る12月16日に現地を確認いたしましたので、報告いたします。

申請地の農地11筆につきましては、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

統 括 主 幹

続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

議案書の6ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1,060平方メートル、新規で、期間は3年です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議
全
議

長
員
長

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定をさせていただきます。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の7ページ及び8ページです。第1号報告 農地法第3条の3の第1項の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の9ページから11ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、14件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の12ページです。第3号報告 農地の改良に係る届出について、1件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

議

長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、1月25日、水曜日、午前10時から、この会議室で行います。

（閉会時刻：午前10時29分）

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和4年12月26日

議 長

署名委員

署名委員